項　　目	処　　理　　方　　法

5 面接指導手当
＜コード＞
２５７０

(1) 支給用件
通信教育の面接を行う教育職員（通信教育課程の勤務を本務とする者を除く）が面接指導を行ったときに支給する。【特殊勤務条例第８条】

(2) 支給方法
給料の支給方法に準じて支給する。その月分を翌月の給料支給日までに支給する。【特殊勤務条例第12条】

(3) 支給額
１時間につき　２，１１０円【特殊勤務条例第８条】

6 乗船実習指導手当
＜コード＞
２５８０

(1) 支給要件
水産に関する学科を置く高等学校の教育職員が，生徒の乗船実習指導を行ったときに支給する。【特殊勤務条例第９条】

(2) 支給方法
給料の支給方法に準じて支給する。ただし，１航海ごとの分を次期航海の出発までに支給する。（電算に入力する）【特殊勤務条例第12条】

(3) 支給額
１日につき　２，６００円（期間が20日以上のもの）
〃　２，１００円（期間がそれ以下のもの）【特殊勤務条例第９条】

7 舎監手当
＜コード＞
２６０１
２６０２
２６０３
２６０４
２６０５
２６０６

(1) 支給要件
教育職員が寄宿舎管理のため勤務したときに支給する。【特殊勤務条例第10条】

(2) 支給方法
給料の支給方法に準じて支給する。【特殊勤務条例第12条】

(3) 支給額

舎監名		舎監手当	コード
一般寄宿舎の舎監		日額　４，４００円	２６０１
自営農高寄宿舎の舎監	舎監長	日額　８００円	２６０２
	副舎監長	日額　１，９００円	２６０３
	舎監	日額　４，４００円	２６０４
特別支援学校の舎監		日額　４，４００円	２６０６

(4) 注意事項
① 校長は舎監勤務を命ずる場合は，舎監勤務命令簿により行うものとする。
② 学校寄宿舎舎監の人数は学校長が定めるものとする。
学校寄宿舎舎監の延べ指導日数は年間限度指導日数を超えない範囲内とする。
※ 年間限度指導日数は延べ指導日数で計上し，１日に２人の舎監が指導業務に当たった場合は，延べ指導日数２日と数える。
③ 支給対象となる従事時間は勤務１日当たり２時間以上の場合である。
（自営者寮の舎監長及び副舎監長には適用なし。）